

奨学生募集要項

高校時予約奨学生

当財団は、本人または保護者が心身に障がいがかかえてみえるご家庭の生徒さんたちに、一人ひとりの将来のため、社会参加と自立を目指して、大学・短大・専門学校などへの進学を支援する、奨学金の給付を行っています。

奨学金の特徴

- イ 応募資格は本人または保護者に障がいのある方
(身体障害者手帳等を保有している)
- ロ 奨学金は給付のため、原則返済不要
- ハ 高校等在学中に予約できるので安心
- ニ 他の団体からの給付・貸与があっても併給可
- ホ 奨学生の選考は、原則書類審査のみ
- ヘ 2026年度は10名程度を採用予定
*詳しくは裏面をご覧ください

応募期間

2025年 9月 1日(月)~10月31日(金)

□応募資格

愛知県内の高等学校または特別支援学校高等部（以下、高等学校等という）の課程の最終学年に在学し、または既に卒業・終了し（以下、高校時という）、国内の大学・短期大学・専修学校の専門課程または職業能力開発促進法に基づく学校・施設（以下、大学等という）へ進学を希望する方で、学生本人が、障がい者の場合は下記第1号に、保護者が障がい者の場合は第2号に、該当する方。（原則、進学先入学時20歳未満としますが、本人の障がい等、特別の事情により遅れた場合は年齢条件を緩和します。また、通信教育課程への進学は対象外です。）

〔第1号〕学生本人が障がい者の場合：「障害者基本法に定義された障害者」であって、身体障害者手帳1級～4級、精神障害者保健福祉手帳1級～3級、療育手帳のいずれかを有している方で、障がいや家計事情により修学等に援助の必要が認められる方。

〔第2号〕保護者が障がい者の場合：保護者が「障害者基本法に定義された障害者」であって、身体障害者手帳1級～4級、精神障害者保健福祉手帳1級～3級の認定を受けている方の家庭の子女で、経済的等の理由により援助の必要が認められる方。

□募集人数

10名程度（2026年度）

□奨学金

(1)給付金額：月額15,000円（年額180,000円）

(2)給付期間：大学等に進学・入学した時から、正規の履修課程の終期まで。

(3)給付時期：4ヶ月毎に年3回（4月中旬、8月中旬、12月中旬）奨学生名義の預金口座へ振込。

*奨学金は、当財団に提出した誓約書に著しく違背する行為を行った場合等を除き、返還を要しない。

□応募方法

(1)応募資格を有し高校時予約奨学生を希望する生徒は、必要書類を作成し在籍する高等学校等の学校長の推薦を受けた上で、高等学校等を通じて当財団へ提出してください。

(2)必要な書類

イ)奨学金給付申込書

ロ)在学または在籍した高等学校等の学校長の奨学生推薦書

ハ)高等課程の在学証明書（または卒業・修了証明書）

ニ)身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳いずれかの写し

(3)提出期限・方法

本財団あて2025年10月31日までに郵送してください。（当日消印有効）

*応募書類等は、本奨学金選考以外の目的には一切使用しません。なお、応募書類等の返却はいたしません。

□選考・採用等スケジュール

(1)応募いただいた書類により選考委員会の選考を経て、採用者内定を行い12月末日までに本人および高等学校等にお知らせします。選考は学生本人が障がい者の場合を優先しますが、推薦書・家計事情も考慮します。

(2)採用内定者が入学決定後、入学許可書又は合格通知書等（写し）及び、入学金・授業料の納付書（写し）及び、誓約書を提出することにより、奨学生採用を正式決定し、本人および高等学校等にお知らせします。なお、申込書に記入された進学希望校と異なる大学等に進学・入学した場合は正式採用を見送ることがあります。

□奨学生の義務

奨学生は、毎学年末に学業成績・終了および生活状況に関する報告を当財団に提出しなければならない。また、住所・氏名の変更等、当財団に提出した書類の内容に変更が生じた場合は、直ちにその旨を当財団に届け出ること。

公益財団法人 愛知新光財団

〒450-0002 名古屋市中村区名駅4丁目2番28号 名古屋第二埼玉ビル4階

名嶋・綿貫法律事務所内 TEL：052-526-1940

<https://www.aichi-shinko.or.jp/> info@aichi-shinko.or.jp